平成２４年（フ）第６０号
札幌市東区北43条東２丁目１番６号　102号
債務者　菅原　幸夫
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５号
札幌市白石区川下４条２丁目２番17号　グランドオール高松202号
債務者　小坂　克義
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２１号
北海道石狩市花川南５条３丁目92番地１　第６グリーンマンション103号
債務者　納　　有央
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２号
北海道石狩市花川南５条３丁目92番地１　第６グリーンマンション103号
債務者　納　キミヱ
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２３号
札幌市東区北42条東４丁目１番２号　菅野アパート202号
債務者　矢野　義伸
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５２号
札幌市中央区北１条西25丁目２番７―703号
債務者　坪井ナミエ
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２号
札幌市手稲区富丘１条７丁目10番８号　コーポ尾池Ｂ―２号
債務者　越前さなえ（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６４号
札幌市豊平区月寒東１条19丁目２番73―102号
債務者　綾木ちえ美
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
北海道増毛郡増毛町野塚町２番地
債務者　藤丸　良子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２３年（フ）第９３９号
埼玉県坂戸市伊豆の山町10番地　８―102
債務者　野口　重雄
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保374番地94
債務者　柴田　俊作
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４１号
埼玉県所沢市緑町２丁目11番９―708号、前住所埼玉県入間市鍵山３丁目１番４号　507
債務者　萩原　一秀
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４号
埼玉県狭山市大字水野1237番地の９
債務者　齊藤　貴史
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金135番地１　県営鶴ヶ島藤の台団地４―303号
債務者　小林　百合
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４８号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住２―503
債務者　三田　一美（旧姓小川・妹尾）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６号
岐阜県中津川市昭和町７番25号
債務者　田尻由香利（旧姓姉川・今林）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第９号
岐阜県瑞浪市土岐町7203番地の10　サンハイツ瑞浪207号室、住民票上の表示岐阜県瑞浪市土岐町7203番地の10
債務者　伊藤由貴子
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第８１７２号
大阪市平野区喜連西３丁目２番５―206号
債務者　伊野香代子
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部